

令和8年度スクールソーシャルワーカー募集案内

島根県教育委員会

島根県教育委員会では、令和8年度スクールソーシャルワーカー活用事業として、スクールソーシャルワーカーを以下のとおり募集します。

■受付期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金) 17:00必着
※持込の場合は、土日・祝日・12月29日(月)～1月2日(金)を除く

1 職務内容

- ・課題を抱える子どもがおかれたり環境への働き掛け
- ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動
- ・研修会・連絡協議会への出席
- ・中学校卒業後または高等学校等中途退学後、1年未満の者でどこにもつながっていない者に対する連絡調整業務

2 応募条件

次の(1)～(5)のいずれかに該当し、原則として年間を通して勤務できる者であること。

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、かつ養成校団体や職能団体の実施するスクールソーシャルワーカーの講習を受講した者
- (4) スクールソーシャルワーカー活動経験の実績等があり、かつ社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格の取得を目指す者
- (5) スクールソーシャルワーカー活動経験の実績等がある、もしくは福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、上記職務内容を適切に遂行できる者

3 勤務条件

(1) 勤務地及び募集人数

- ① 島根県立高等学校3校への配置(3名)
 - ・島根県立宍道高等学校(1名)
 - ・島根県立浜田高等学校定時制・通信制(1名)
 - ・島根県立三刀屋高等学校掛合分校(1名)
- ② 島根県内の県立高等学校及び特別支援学校への派遣(20名程度)
 - ・主に県東部の県立学校(10名程度)
 - ・主に県西部の県立学校(10名程度)
 - ・主に隠岐郡の県立学校(若干名)

(2) 報酬

1時間当たりの報酬単価は3,500円とする。また、別に通勤事情を考慮して通勤手当相当分の報酬を支給する。

(3) 勤務時間

- ・勤務時間は年間140時間以内を基本とする。1校あたり1回の勤務時間は2時間程度を基本とするが、配置校及び派遣先の実情等に応じた勤務形態となる。
- ・中学校卒業後または高等学校等中途退学後、1年未満の者でどこにもつながっていない者に対する連絡調整業務の場合は、対象者に応じた勤務形態となる。

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 勤務形態

- ・県立学校への巡回及び派遣、県立学校への配置のいずれかの勤務形態については、県教育委員会で決定する。
- ・中学校卒業後または高等学校等中途退学後、1年未満の者でどこにもつながっていない者に対する連絡調整業務については派遣とする。

(6) 資質向上

県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー活用事業に係る連絡協議会・スクールソーシャルワーカー研修会への積極的参加やスーパーバイザーを有効活用することで、自己研鑽に努めることとする。

4 応募手続

(1) 応募締切 令和8年1月16日(金)17:00[必着]

(2) 提出書類

① 新規応募者

- ・応募票Ⅰ【別紙様式1】
- ・履歴書
- ・面接カード【別紙様式3】
- ・応募資格が証明できるものまたはその写し(写しの場合は、面接時に原本の確認をします)

② 令和7年度に本県の県立学校(派遣又は配置)でスクールソーシャルワーカーの任用を受けた者

- ・応募票Ⅱ【別紙様式2】(任用希望の有無にかかわらず提出すること)

(3) 提出方法

上記(2)①に該当する者は郵送または持込、②に該当する者は郵送、メールまたは持込にて提出すること。

(4) 提出先

島根県教育庁人権同和教育課

(郵送の場合) 〒690-8502 松江市殿町1番地

(メールの場合) dokyo@pref.shimane.lg.jp

5 任用手続き

(1) 書類による選考

全応募者について、提出された書類による選考を実施する。また上記①に該当する応募者については、その結果、面接の実施の可否について本人宛に通知する。

(2) 面接の実施

対象者	日時	会場
①新規応募者(東部)	令和8年2月8日(日)	職員会館 2F 教養室
②新規応募者・令和7年度に本県任用スクールソーシャルワーカー(西部)	令和8年2月7日(土)	浜田合同庁舎 5F 中会議室
③令和7年度に本県任用スクールソーシャルワーカー(東部)	令和8年2月8日(日)	職員会館 2F 教養室
	令和8年2月9日(月)	出雲合同庁舎 7F 701会議室

※対象者の隠岐在住者の面接日時については別途定め連絡する。

(3) 任用の決定

応募した者の中から、県教育委員会が任用者を決定し、勤務形態等とともに令和8年2月下旬に通知する。
なお、隠岐での勤務を希望するものを優先的に任用する。

島根県教育庁人権同和教育課
担当:指導主事 竹内 泉
TEL :0852-22-5432 FAX 0852-22-6166
E-Mail: takeuchi-izumi@edu.pref.shimane.jp